

個人情報に記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、患者Aの個人情報が記載された入院診療計画書、治療に係る同意書（以下「書類」という。）を患者Bに誤交付するという事案が発生しました。このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者Aの氏名、性別、生年月日、患者ID、診療内容、治療計画等

2 事案の経過

○令和6年11月1日（金）

- ・看護師が、患者Aに書類を交付した。

○11月15日（金）

- ・患者Bの緊急入院に伴い、患者Aは病室変更となり、看護師の手伝いのもと、患者Aは荷物を移動させたが、書類を元の病室棚に置き忘れた。
- ・患者Aが使用していた病室に患者Bが入院した。

○11月26日（火）

- ・患者Bは自室にあった荷物をまとめて、退院した。
- ・退院後の患者Bの家族からセンターあてに、患者Aの書類が混入していたとの電話連絡を受け、誤交付が発覚した。
- ・看護師長が、患者Bの自宅へ出向き、患者Aの書類を回収した。
- ・看護師長が、退院した患者Aに電話で経緯を説明し、謝罪した。

3 誤交付の原因

- ・看護師が、患者Aの病室変更の際に、患者の荷物が残っていないかの最終確認を行わなかったため。

4 再発防止策

- ・入院患者の病室変更の際は、患者の荷物が残っていないかの最終確認を怠らないよう注意喚起した。